

仕 様 書

1. 件 名 C V 実験動物施設の動物飼育管理業務

2. 数 量 一式

3. 目 的 実験動物施設は常に動物の飼育環境を適切に維持管理する必要がある。本件は、C V (コンベンショナル) 実験動物施設のうち実験動物研究棟と量子生命科学研究所のC V区域における実験動物飼育を、確実かつ円滑に遂行するため、飼育管理業務を行うものである。

4. 業務期間及び業務時間

(1) 業務期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

(2) 業務時間 土日祝日を除く月曜日から金曜日の8:30～17:00とする。土日祝日の必要不可欠な業務として、令和8年5月5日、9月22日、12月31日、令和9年5月4日、12月31日、令和10年5月5日、12月31日の8:30～17:00に行う。

また上記の業務日以外にも、地震などによる突発停電等による空調停止に伴う飼育環境の悪化が懸念されるなど適正な動物実験遂行に支障を来たす事象が生じた際には、飼育作業等を行う必要があるため、本仕様書の業務を依頼することがある。その場合、業務量の超過分については別途処理するものとする。

(3) 業務量 業務期間中の平日の7時間30分/日、業務を行うことを想定。従事者が不測の事態等により業務に従事出来ず、業務に支障がある場合は交替要員を配置させる等、機構担当職員と協議のうえ必要な措置を講ずること。

5. 履行場所 千葉県千葉市稻毛区穴川4-9-1

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉地区

- ・実験動物研究棟（隔離飼育室含む）
- ・量子生命科学研究所

6. 業務内容 別紙（1）のとおりとする。

7. 必要な資格及び条件

- (1) 従事者は公益社団法人日本実験動物協会の実験動物技術者2級の資格を有すること。
- (2) 従事者は普通第1種圧力容器取扱作業主任者の資格を有すること。
- (3) 従事者はマウス又はラットを飼養している実験動物施設において、動物飼育管理に関わる実務経験が1年以上あること。またマウス又はラットの取扱い経験が2年以上あること。
- (4) 従事者は実験動物の汚物（糞尿等）・被毛及び消毒薬剤等に対するアレルギーのないことが望ましい。仮にこれらに対してアレルギーを有する者を従事させる際には、事前に必要な対策を講じること。なおアナフィラキシー既往者もしくはその可能性のある人は、本仕様書の業務を行わせないこと。

8. 提出資料

- (1) 請負者は、作業日報（別紙（2））を作成し、毎日業務終了後に所要事項を記入して機構担当職員に提出すること。
- (2) 請負者は、従事者の出勤状況報告書（別紙（3））を作成し、機構担当職員に提出すること。
- (3) 請負者は、仕様書「7. 必要な資格及び条件」を有することを証明する資料を作成し、業務開始前までに機構担当職員に提出すること。

9. 検査

業務完了後、機構担当職員が所定の要件を満たしていることを確認することをもって検査合格とする。

10. その他

- (1) 従事者は、当機構が定めた動物実験等実施に関する規程・規則、各棟の実験動物取扱マニュアル他、諸規則を遵守すること。
- (2) 請負者は放射線管理区域における作業に関して以下の事項を遵守すること。
 - 1) 請負者は、法令に基づいて、従事者を放射線業務従事者として管理し、健康診断、教育訓練、機構における被ばく管理等を請負者負担にて実施すること。
 - 2) 請負者は、従事者に機構の規程・規則を遵守して作業を行わせるとともに次の事項について手続きを行うこと。
 - ①作業開始前までに機構放射線業務従事者指定手続きを行うこと。
 - ②作業終了後3日以内に機構放射線業務従事者指定解除手続きを行うこと。
 - 3) 請負者は、機構における作業の被ばく管理報告書を毎月にまとめ、作業が終了した月の経過後45日以内に提出すること。
 - 4) その他、放射線安全管理に必要なことは、機構担当職員、放射線安全管理者、放射線安全課と協議するものとする。
- (3) 従事者の業務遂行における健康管理ならびにアレルギー検査は、請負者にて実施すること。
- (4) 請負者は、必要に応じて、機構が主催する規程に基づく動物実験作業従事者等の定期教育訓練や動物管理区域立入登録に関わる教育訓練を従事者に受けさせるものとし、業務に支障のないようにすること。
- (5) 作業場所等の火気の点検、施錠は従事者が行うこと。
- (6) 異常時の措置
 - 実験動物施設に異常があった場合に直ちに機構担当職員に連絡すること。火災等緊急の場合は緊急連絡網に従って連絡すること。
- (7) 請負者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (8) 従事者は、公共交通機関を利用して通勤することとし、自動車通勤は原則認めない。
- (9) 動物管理区域外においては一定の作業衣を着用するものとする。この作業衣については、請負者が準備するものとする。
- (10) 業務遂行上請負者が被った災害は、機構の原因により生じた災害を除き、機構は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 本請負契約満了の翌年度の請負者が決定し、その者がそれまでとは別の請負者であった場合は、速やかに業務の移行が行えるよう双方協力の上、

業務の引き継ぎを行い、引き継ぎ完了後、機構担当職員に書面にて報告すること。

- (12) その他、本仕様内容に疑義が生じた場合、請負者と協議の上処理するものとする。

(要求者)

部課名 安全管理部 生物資源管理課
氏名 米倉 友昭